

岐阜市障害者福祉施設（第二恵光・第三恵光・ワークス恵光・ケアホーム恵光）

施 設 概 要

< 令 和 2 年 度 >



目 次

1	恵光4事業所合同の運営方針	1
2	第二恵光の概要	2
	（1）沿革	
	（2）名称・種類等	
	（3）第二恵光の理念	
	（4）第二恵光の基本方針	
	（5）第二恵光の提供サービス	
3	第三恵光の概要	6
	（1）沿革	
	（2）名称・種類等	
	（3）第三恵光の理念	
	（4）第三恵光の基本方針	
	（5）第三恵光の提供サービス	
4	ワークス恵光の概要	10
	（1）沿革	
	（2）名称・種類等	
	（3）ワークス恵光の理念	
	（4）ワークス恵光の基本方針	
	（5）ワークス恵光の提供サービス	
5	ケアホーム恵光の概要	12
	（1）沿革	
	（2）名称・種類等	
	（3）ケアホーム恵光の理念	
	（4）ケアホーム恵光の基本方針	
	（5）ケアホーム恵光の提供サービス	
6	利用者の状況	14
	（1）第二恵光	
	（2）第三恵光	
	（3）ワークス恵光	
	（4）ケアホーム恵光	
7	利用者支援について	22
	（1）食事	
	（2）入浴	
	（3）洗濯等	
	（4）日中活動	
	（5）生産活動	

(6) 余暇活動	
(7) 私物管理	
(8) 預り金管理	
8 健康管理について	2 3
9 行事について	2 4
10 地域交流・地域活動支援について	2 4
(1) 地域交流	
(2) ボランティアの養成、支援	
(3) 研修生、実習生の受け入れ	
11 広報紙の発行について	2 5
12 保護者会について	2 5
13 会議体系について	2 5
14 強度行動障がいへの対応について	2 5
15 関係機関との連携について	2 5
16 防災・防犯訓練について	2 6
(1) 防災訓練	
(2) 島地区総合防災訓練	
(3) 防犯訓練	
(4) 感染症対策訓練	
17 設備関係	2 6
(1) 放送設備	
(2) 防犯設備	
(3) 非常通報装置	
(4) 消防設備	
(5) 夜間警戒設備	
(6) ソーラー設備	
(7) 給湯設備	
(8) 貯水槽関係	
(9) 空調関係	
(10) エレベーター	
(11) 自家用電気工作物	
(12) ブレーカーボックス	

18	要綱、規程、マニュアル一覧	28
	(1) 第二恵光	
	(2) 第三恵光	
	(3) ワークス恵光	
	(4) ケアホーム恵光	
19	施設の平面図	30
	(1) 敷地図面	
	(2) 建物図面	
20	第二・第三・ワークス恵光改修計画	31
	(1) 建物整備方針について	
	(2) 建物整備の考え方について	
	(3) 整備スケジュール	

1 恵光4事業所合同の運営方針

知的障がいのある人たちが利用する第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光は、同一敷地内或いは隣接する敷地に存するという立地条件の中で、障害者支援施設、就労継続支援B型、共同生活援助というそれぞれが持つ異なる目的を達成するため、独自の事業を展開している。一方で、複数の事業所が共有する機能やスペース、複数の事業所に関わる職員も多く、また、合同で実施する行事や共通の課題も少なくない。

こうした4つの事業所がお互いに協力し影響しあいながら、より大きな力となり、利用者一人ひとりの尊厳が守られ生き生きとした暮らしができる場として、その支援者が「職員行動基準・支援マニュアル」を遵守する。更に、平成26年度から障害者総合支援法が全面施行され、その理念を具現化するように利用者本位の障害福祉サービスの提供を進めていく。

- ・ 利用者と職員が対等な関係の中で、ともに学び、働き、育ち合うことができる環境づくりに努めるため、一人ひとりの利用者の行動を理解し認める気持ちを持つ。
- ・ 利用者の状態、状況の変化を敏感に察知し、的確な判断をするとともに、速やかに具体的な対応ができるよう柔軟な体制づくりを進めていく。
- ・ 事業所を取り巻く社会資源を有効に活用するため、事業所外に出て行く機会を多く設け、地域社会の理解と協力を得るとともに、常に積極的に地域と関わる姿勢を心掛ける。
- ・ 利用者へのサービスを向上させ、障がい者理解の輪を広げていくため、積極的にボランティアを受け入れ、これを育成していく。
- ・ 入所利用者の生活環境の改善を図るため、職員は常にノーマライゼーションの理念を念頭に置き施設の暮らしを検証していく態度を持つ。
- ・ 在宅の障がい者への福祉を進めるため、通所利用者に対する処遇方針を明確にするとともに、在宅の障がい者のニーズを積極的に受け止めていく。
- ・ 利用者の社会参加、社会自立を促進するため、職業、生活、健康等総合的な支援を実施し、利用者の特性、能力に応じた支援体制を確立するとともに各種施策を利用していく。
- ・ 保護者との信頼関係を深めるため、一人ひとりの職員が何らかの形で保護者と関わり、十分なコミュニケーションをとるとともに、保護者からの質問、要望、相談等に対しては誠実に応えていく。
- ・ 利用者に対する専門的支援を確保するため、各種研修の実施、及び研修へ参加し、利用者への具体的なサービス向上につながる知識や技術を習得する。
- ・ 民営化を視野に入れ、コスト意識を持ちつつ、質の高い障害福祉サービスの提供を目指していく。

2 第二恵光の概要

(1) 沿革

昭和38年、岐阜市の知的障がい者施策の一環として、義務教育を終了した知的障がい児を保護するとともに、職業的自立を目的とした児童入所施設 第二恵光学園が設立された。その後、次第に就労困難な年齢超過児が増加したため、保護者を中心とした成人施設設立の強い要望もあり、昭和57年、成人更生施設 第二恵光学園が設立された。

平成15年度から支援費制度が導入され、契約をもとにしたサービスの提供が実施された。その後、平成18年10月から障害者自立支援法が施行され、経過措置が平成24年3月末で終わり、平成24年4月1日、「障害者支援施設 第二恵光」へと移行した。

昭和38年	4月	職業指導を中心とする児童入所施設第二恵光学園を、恵光学園に隣接して 創設許可 定員35人
昭和39年	4月	入所定員を40人に変更
昭和42年	4月	入所定員を80人に変更 居住棟、作業棟を増設し、重度児入所施設として許可 20人入所
昭和48年	10月	創立10周年記念式典を挙げる
昭和57年	11月	新園舎完成 成人更生施設第二恵光学園を創設許可 定員60人
昭和61年	4月	通所部を開設 定員10人 入所定員50人に変更
平成 元年	10月	創立25周年記念式典を挙げる
平成12年	4月	給食、清掃を民間委託
平成13年	3月	エレベーター・シャワートイレ完成
平成14年	11月	手摺設置
平成15年	11月	冷暖房工事完成
平成17年	1月	屋上防水改修工事完成
平成24年	4月	新体系（障害者支援施設）へ移行、名称を「岐阜市立第二恵光」に変更
平成29年	10月	短期入所事業を空床型から定員2人へ
平成29年	3月	夜間警報システム導入
平成30年	3月	建物東側入り口オートロック化
平成31年	3月	浴室改修工事完成 車椅子特殊浴槽設置
平成31年	11月	福祉サービス第三者評価受審
令和 元年	12月	空調設備（ファンコイル）入れ替え工事完成
令和 2年	3月	中庭改修工事完成



浴室

平成31年3月改修



中庭

令和2年3月改修

(2) 名称・種類等

名 称 岐阜市立第二恵光
所 在 地 岐阜市西島町4番24号
設 立 平成24年4月1日
設 置 者 岐阜市
経 営 主 体 岐阜市
施 設 種 別 障害者支援施設

サービスの種類及び定員（令和2年4月1日時点）

生活介護 60人

施設入所 50人

短期入所 2人

日中一時支援 空床スペースを利用するため定員は定めない。

主な職員及び員数（令和2年4月1日時点）

管理者・・・・・・・・ 1人（兼務）

サービス管理責任者・ 1人

生活支援員・・・・・・・・ 27人（内非常勤7人）

看護職員・・・・・・・・ 2人（非常勤）

管理栄養士・・・・・・・・ 1人（非常勤・兼務）

医師・・・・・・・・ 1人（非常勤）

事務員・・・・・・・・ 1人（兼務）

計 34人

敷地面積 7,084.55㎡（第三恵光、ワークス恵光と共有）

構造・延床面積 鉄筋コンクリート造2階建4292.3㎡（うち2,641.50㎡）

(3) 第二恵光の理念

- ① 安心、安全な暮らしの保障
- ② サービスの透明化・明確化
- ③ 利用者の意思の尊重
- ④ 支援の質の向上

(4) 第二恵光の基本方針

- ① 職員はいかなる差別や偏見、体罰をしません。常に利用者の人権を守ります。
- ② 職員はサービスの提供者であることを自覚し、利用者主体の事業所であることをわすれません。
- ③ 利用者の心身の状態に気を配り、医療機関と連携したきめの細かいサービスを提供します。
- ④ 利用者の思いを汲みとるように努力し、自分の思いを押し付けません。
- ⑤ 職員は利用者と良好な関係を築き、利用者が自分の気持ちを表しやすいようにします。
- ⑥ 利用者のニーズに沿った個別支援計画の提供をします。
- ⑦ 実習生やボランティアを多く受け入れ、誰にでも説明のできる支援をします。
- ⑧ 快適で安全な居住空間を作るように努めます。
- ⑨ 職員は研修により、支援の質を高めるように努めます。
- ⑩ 職員は関係する法令を順守し、いかなる不正も許さず、サービスの透明性を図ります。
- ⑪ 職員は関係するすべての人や機関と連携し、利用者にとって最善の方法と一緒に考えます。

(5) 第二恵光の提供サービス

① 生活介護

ア 主たる対象者 知的障がい者（１８歳以上の者）

イ サービスの内容

- ◇ 食事の提供
- ◇ 入浴
- ◇ 身体等の介護
- ◇ 生産活動
- ◇ 外出支援
- ◇ 創作的活動
- ◇ 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- ◇ 生活相談
- ◇ 健康管理
- ◇ 上記に掲げる便宜に附帯する便宜

② 施設入所支援

ア 主たる対象者 知的障がい者（１８歳以上の者）

イ サービスの内容

- ◇ 食事の提供
- ◇ 入浴又は清拭
- ◇ 排泄の自立についての必要な援助
- ◇ 身体等の介護
- ◇ 生活相談
- ◇ 健康管理
- ◇ 上記に掲げる便宜に附帯する便宜

③ 短期入所

ア 主たる対象者 知的障がい者（１８歳以上の者）

障がい児（１８歳未満の知的障がい児及び身体障がい児）

イ サービスの内容

- ◇ 食事の提供
- ◇ 入浴又は清拭
- ◇ 身体等の介護
- ◇ 生活相談
- ◇ 健康管理等
- ◇ 上記に掲げる便宜に附帯する便宜

④ 日中一時支援

ア 主たる対象者 知的障がい者（１８歳以上の者）

障がい児（１８歳未満の知的障がい児及び身体障がい児）

イ サービスの内容

- ◇ 食事の提供
- ◇ 入浴又は清拭
- ◇ 身体等の介護
- ◇ 生活相談
- ◇ 健康管理等
- ◇ 上記に掲げる便宜に附帯する便宜

⑤ 日課

	平日	土・日・祝日
6:00	起床、着替え、布団片付け、シーツ・パジャマ洗濯	平日の日課と同様
7:45	朝食 歯磨き、洗面、私物整理、健康チェック（検温）、 髭剃り（男性）	
9:30	体操・ウォーキング、お茶タイム 班別活動（金曜：男性は入浴）	余暇
11:30	昼食、歯磨き、入浴がない方は下着替え	平日の日課と同様
12:30	昼休み	
13:30	班別活動・入浴 火・木・（金）曜日：男性入浴 ※金曜日のみ午前入浴 月・水・金曜日：女性入浴	入浴（入浴のない方は余暇） 土曜日：女性入浴 日曜日：男性入浴
14:45	おやつ、お茶タイム、余暇	平日の日課と同様
17:15	夕食、余暇 服薬、歯磨き、お茶タイム、就寝準備	
21:00	就寝	

3 第三恵光の概要

(1) 沿革

昭和38年、岐阜市の知的障がい者施策の一環として、義務教育を終了した知的障がい児を保護するとともに、職業的自立を目的とした児童入所施設第二恵光学園が設立された。その後、次第に就労困難な年齢超過児が増加した。その中には福祉的な就労が可能な人も多く、保護者を中心とした成人施設設立の強い要望もあり、昭和45年、県下初の知的障害者授産施設 第三恵光学園が設立された。

平成15年度から支援費制度が導入され、契約をもとにしたサービスの提供が実施された。その後、平成18年10月から障害者自立支援法が施行され、経過措置が平成24年3月末で終わり、平成24年4月1日、「障害者支援施設 岐阜市立第三恵光」へと移行した。

昭和45年	4月	作業指導を中心とする県下初の知的障害者授産施設として、第二恵光学園に隣接して設立定員50人（入所35人・通所15人）
昭和46年	2月	定員50人（入所40人・通所10人）に変更
昭和54年	10月	10周年記念式典を挙
昭和55年	3月	定員60人（入所40人・通所20人）に変更
昭和56年	9月	通所部門を廃止
昭和58年	2月	寮・作業場内部改築を終了
昭和58年	4月	定員を入所50人（男28人・女22人）に変更
昭和60年	7月	園舎全面改装により新園舎完成 定員60人（男30人・女30人）に変更
昭和62年	4月	定員を入所60人・通所10人に変更
平成 元年	10月	20周年記念式典を挙
平成 3年	4月	自活訓練棟完成 自活訓練事業開始
平成12年	4月	給食・清掃部門を民間委託
平成13年	3月	エレベーター・シャワートイレ完成
平成14年	11月	手摺設置
平成15年	11月	冷暖房工事完成
平成17年	1月	屋上防水改修工事完成
平成23年	4月	自立訓練棟2棟完成 自立訓練開始
平成24年	1月	女子棟和式トイレを洋式トイレへ改築工事完成
平成24年	4月	新体系（障害者支援施設）へ移行、名称を「岐阜市立第三恵光」に変更。 定員を入所52人、生活介護52人に変更。 自立訓練棟2棟をケアホーム恵光へ移行。 共同生活棟2棟完成 自立訓練開始
平成25年	4月	共同生活棟2棟をケアホーム恵光へ移行 定員を入所40人、生活介護40人に変更
平成29年	3月	夜間警報システム導入
平成30年	3月	建物東側入り口オートロック化
平成30年	12月	福祉サービス第三者評価受審
令和 2年	12月	空調設備（ファンコイル）入れ替え工事完成
令和 2年	3月	中庭改修工事完成

(2) 名称・種類等

名 称 岐阜市立第三恵光
所 在 地 岐阜市西島町4番24号
設 立 平成24年4月1日
設 置 者 岐阜市
経 営 主 体 岐阜市
施 設 種 別 障害者支援施設

サービスの種類及び定員（令和2年4月1日時点）

生活介護 40人

施設入所 40人

短期入所 4人

日中一時支援 空床スペースを利用するため定員は定めない。

主な職員及び員数（令和2年4月1日時点）

管理者・・・・・・・・ 1人（兼務）

サービス管理責任者・ 1人

生活支援員・・・・・・・・ 17人（内非常勤5人）

看護職員・・・・・・・・ 1人（非常勤）

管理栄養士・・・・・・・・ 1人（非常勤・兼務）

医師・・・・・・・・ 1人（非常勤）

事務員・・・・・・・・ 1人（兼務）

計 22人

敷地面積 7,084.55㎡（第二恵光、ワークス恵光と共有）

構造・延床面積 鉄筋コンクリート造2階建4292.3㎡（うち1,439.45㎡）

(3) 第三恵光の理念

- ① 安心、安全な暮らしの保障
- ② サービスの透明化・明確化
- ③ 利用者の意思の尊重
- ④ 支援の質の向上

(4) 第三恵光の基本方針

- ① 職員はいかなる差別や偏見、体罰をしません。常に利用者の人権を守ります。
- ② 職員はサービスの提供者であることを自覚し、利用者主体の事業者であることをわすれません。
- ③ 利用者の心身の状態に気を配り、医療機関と連携したきめの細かいサービスを提供します。
- ④ 利用者の思いを汲みとるように努力し、自分の思いを押し付けません。
- ⑤ 職員は利用者と良好な関係を築き、利用者が自分の気持ちを表しやすいようにします。
- ⑥ 利用者のニーズに沿った個別支援計画の提供をします。
- ⑦ 実習生やボランティアを多く受け入れ、誰にでも説明のできる支援をします。
- ⑧ 快適で安全な居住空間を作るように努めます。
- ⑨ 職員は研修により、支援の質を高めるように努めます。
- ⑩ 職員は関係する法令を順守し、いかなる不正も許さず、サービスの透明性を図ります。
- ⑪ 職員は関係するすべての人や機関と連携し、利用者にとって最善の方法を一緒に考えます。

(5) 第三恵光の提供サービス

① 生活介護

ア 主たる対象者 知的障がい者（１８歳以上の者）

イ サービスの内容

- ◇ 食事の提供
- ◇ 入浴
- ◇ 身体等の介護
- ◇ 生産活動
- ◇ 外出支援
- ◇ 創作的活動
- ◇ 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- ◇ 生活相談
- ◇ 健康管理
- ◇ 上記に掲げる便宜に附帯する便宜

② 施設入所支援

ア 主たる対象者 知的障がい者（１８歳以上の者）

イ サービスの内容

- ◇ 食事の提供
- ◇ 入浴又は清拭
- ◇ 排泄の自立についての必要な援助
- ◇ 身体等の介護
- ◇ 生活相談
- ◇ 健康管理
- ◇ 上記に掲げる便宜に附帯する便宜

③ 短期入所

ア 主たる対象者 知的障がい者（１８歳以上の者）

障がい児（１８歳未満の知的障がい児及び身体障がい児）

イ サービスの内容

- ◇ 食事の提供
- ◇ 入浴又は清拭
- ◇ 身体等の介護
- ◇ 生活相談
- ◇ 健康管理等
- ◇ 上記に掲げる便宜に附帯する便宜

④ 日中一時支援

ア 主たる対象者 知的障がい者（１８歳以上の者）

障がい児（１８歳未満の知的障がい児及び身体障がい児）

イ サービスの内容

- ◇ 食事の提供
- ◇ 入浴又は清拭
- ◇ 身体等の介護
- ◇ 生活相談
- ◇ 健康管理等
- ◇ 上記に掲げる便宜に附帯する便宜

⑤ 日課

	平日	土・日・祝日
6:00	起床、着替え、布団片付け、シーツ・パジャマ洗濯 髭剃り（男性）・コーヒータイム	平日の日課と同様
7:15	朝食 歯磨き、洗面、私物整理、健康チェック（検温）	
9:30	体操・ウォーキング、お茶タイム 班別活動（水曜：男性は入浴）	余暇
11:45	昼食、歯磨き、入浴がない方は下着替え	平日の日課と同様
12:30	昼休み	
13:30	班別活動・入浴 月・（水）・木曜日：男性入浴 ※水曜日のみ午前入浴 火・水・金曜日：女性入浴	入浴（入浴のない方は余暇） 土曜日：男性入浴 日曜日：女性入浴
14:45	おやつ、お茶タイム、余暇	平日の日課と同様
17:30	夕食、余暇 服薬、歯磨き、お茶タイム、就寝準備	
21:00	就寝	

4 ワークス恵光の概要

(1) 沿革

平成18年10月から障害者自立支援法が施行され、旧法定施設の経過措置が平成24年3月末で終わり、平成24年4月1日、旧第三恵光学園（知的障害者授産施設）が「障害者支援施設 第三恵光」（生活介護、施設入所支援）、及び「ワークス恵光」（就労継続支援B型）へと移行した。

平成24年 4月 新体系への移行に伴い、「岐阜市立ワークス恵光」設立
定員28名
平成25年 4月 定員40名に変更
令和 1年 11月 福祉サービス第三者評価受審

(2) 名称・種類等

名 称 岐阜市立ワークス恵光
所 在 地 岐阜市西島町4番24号
設 立 平成24年4月1日
設 置 者 岐阜市
経 営 主 体 岐阜市

サービスの種類及び定員（令和2年4月1日時点）

就労継続支援B型 40人（令和3年4月1日から30人）

主な職員及び員数（令和2年4月1日時点）

管理者・・・・・・・・ 1人（兼務）
サービス管理責任者・ 1人
職業指導員・・・・・・・・ 4人（内非常勤3人）
生活支援員・・・・・・・・ 2人（非常勤）
事務員・・・・・・・・ 1人（兼務）

計 9人

敷地面積 7,084.55㎡（第二恵光、第三恵光と共有）

延床面積 鉄筋コンクリート造2階建4292.3㎡（うち211.35㎡）

(3) ワークス恵光の理念

- ① 利用者の人としての尊厳の尊重
- ② 利用者の意思の尊重・共感
- ③ 生産活動の提供
- ④ 支援の質の向上

(4) ワークス恵光の基本方針

- ① すべての利用者一人ひとりの人としての尊厳を大切にします。
- ② 障がい個性の一部としてとらえ主体性ととも尊重し、常に利用者と共に感じながら可能性を探ります。
- ③ 利用者のニーズに沿った個別支援計画を作成します。
- ④ 生産活動をするための居心地の良い空間を提供します。
- ⑤ 利用者一人ひとりにあった生産活動を提供します。
- ⑥ 職員は研修等、絶えず研鑽を重ね、質の高い支援を提供します。

(5) ワークス恵光の提供サービス

① 就労継続支援B型

ア 主たる対象者 知的障がい者（18歳以上の者）

イ サービスの内容

◇ 生産活動

◇ 就労訓練

②日課

	平日
8:45	通所、作業開始
10:00	休憩
11:45	昼食
13:00	午後の作業
14:30	休憩
16:00	作業終了

5 ケアホーム恵光の概要

(1) 沿革

平成18年10月から障害者自立支援法が施行され、旧法施設の経過措置が平成24年3月末で終わることを見据え、平成23年4月に自立訓練棟2棟を建設し、旧第三恵光学園入所者の地域移行を目的に自立訓練を開始した。平成24年4月、自立訓練棟2棟をケアホーム恵光へ移行した。

また、一層の地域移行を推進するため、共同生活棟2棟を建設した。平成25年4月、共同生活棟2棟をケアホーム恵光へ移行した。

平成26年4月、法改正に伴い、ケアホーム恵光は共同生活介護事業から共同生活援助事業へと変更した。

平成24年 4月 新体系への移行に伴い、「岐阜市立ケアホーム恵光」設立される。

定員12名

平成25年 4月 定員24名に変更

平成26年 4月 法改正により、共同生活介護事業から共同生活援助事業へと変更となる。

令和 2年11月 福祉サービス第三者評価受審

(2) 名称・種類等

名 称 岐阜市立ケアホーム恵光

所 在 地 岐阜市西島町4番24-2号

設 立 平成24年4月1日

設 置 者 岐阜市

経 営 主 体 岐阜市

サービスの種類及び定員（令和2年4月1日時点）

共同生活援助 24人（6人×4棟）

主な職員及び員数（令和2年4月1日時点）

管理者・・・・・・・・ 1人（兼務）

サービス管理責任者・ 1人

生活支援員・・・・・・・・ 7人（非常勤）

世話人・・・・・・・・ 8人（非常勤）

事務員・・・・・・・・ 1人（兼務）

計18人

敷地面積 1,337.1m²

建物面積 鉄骨平屋 4棟 597.16m²

(3) ケアホーム恵光の理念

① 利用者の人としての尊厳の尊重

② 利用者の意思の尊重・共感

③ 地域との交流

④ 支援の質の向上

(4) ケアホーム恵光の基本方針

仲間とともに協力して地域で暮らす。

地域の人とともに仲良く暮らす。

① 利用者が望む生活を保障します。

② 利用者自身を尊重し、考え方・感じ方・のぞみを大切にします。

- ③ 地域の行事へ参加します。
- ④ 利用者のニーズに沿った個別支援計画を作成します。
- ⑤ 職員は研修等、絶えず研鑽を重ね、質の高い支援を提供します。

(5) ケアホーム恵光の提供サービス

① 共同生活援助

ア 主たる対象者 知的障がい者（１８歳以上の者）

イ サービスの内容

- ◇ 食事の提供
- ◇ 余暇活動の支援
- ◇ 健康管理
- ◇ 金銭管理
- ◇ 地域との交流

② 日課

	平日	土・日・祝日
6:30	起床、洗面、着替え	平日の日課と同様
7:15	朝食	
8:00	検温	
	日中活動事業所通所	余暇
9:30		検温、定期通院、買い物
12:00		昼食、余暇
16:00	帰宅、検温	平日の日課と同様
	入浴、洗濯、掃除	
18:00	夕食	
18:30	入浴、洗濯、掃除	
19:30	おやつ、就寝準備	
21:00	就寝	

6 利用者の状況（令和2年4月1日現在）

（1）第二恵光

① 障害支援区分

・生活介護

区分	1	2	3	4	5	6	計	平均区分
男	0	0	0	0	15	15	30	5.50
女	0	0	0	3	4	15	22	5.54
計	0	0	0	3	19	30	52	5.51

※通所利用者8人

※入所利用者の内3人（区分3：1人、区分4：2人）は日中時間帯に他事業所を利用

・施設入所支援

区分	1	2	3	4	5	6	計	平均区分
男	0	0	0	0	11	14	25	5.56
女	0	0	1	3	4	14	22	5.40
計	0	0	1	3	15	28	47	5.48

② 療育手帳の判定

・生活介護

判定	A	A1	A2	B1	B2	計
男	11	15	4	0	0	30
女	8	9	5	0	0	22
計	19	24	9	0	0	52

※通所利用者8人

※入所利用者のうち3人（A1：1人、B1：2人）は日中時間帯に他事業所を利用

・施設入所支援

判定	A	A1	A2	B1	B2	計
男	10	12	3	0	0	25
女	8	8	4	2	0	22
計	18	20	7	2	0	47

③ 年齢別構成

・生活介護

年齢	18歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	
男	1	2	2	3	2	
女	0	0	3	2	2	
計	1	2	5	5	4	
年齢	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上	計
男	6	8	6	0	0	30
女	6	4	2	3	0	22
計	12	12	8	3	0	52

※平均年齢 男性45.7歳 女性47.4歳 全体46.4歳

※通所利用者 8 人

※入所利用者のうち 3 人（40 代：1 人、50 代：1 人、60 代：1 人）は日中時間帯に他事業所を利用

・施設入所支援

年齢	18 歳～24 歳	25 歳～29 歳	30 歳～34 歳	35 歳～39 歳	40 歳～44 歳	
男	1	0	1	3	2	
女	0	0	3	1	2	
計	1	0	4	4	4	
年齢	45 歳～49 歳	50 歳～54 歳	55 歳～59 歳	60 歳～64 歳	65 歳以上	計
男	6	6	6	0	0	25
女	5	4	3	3	1	22
計	11	10	9	3	1	47

※平均年齢 男性 47.4 歳 女性 49.2 歳 全体 48.3 歳

④ 利用年数

・生活介護

年数	0 年～5 年	5 年～10 年	10 年～15 年	15 年～20 年	20 年～	計
男	4	4	2	2	18	30
女	4	0	1	1	16	22
計	8	4	3	3	34	52

※通所利用者 8 人

※入所利用者のうち 3 人（2 年以下：3 人）は日中時間帯に他事業所を利用

・施設入所支援

年数	0 年～5 年	5 年～10 年	10 年～15 年	15 年～20 年	20 年～	計
男	4	1	1	2	17	25
女	7	0	1	0	14	22
計	11	1	2	2	31	47

⑤ 保護者状況

・生活介護

	後見人あり		後見人なし					計
	親族	第三者	両親	父親のみ	母親のみ	兄弟姉妹	その他	
男	5	1	14	2	7	1	0	30
女	0	0	10	4	4	4	0	22
計	5	1	24	6	11	5	0	52

※通所利用者 8 人

※入所利用者のうち 3 人（母親のみ：1 人 兄弟姉妹：1 人 他：1 人）は日中時間帯に他事業所を利用

・施設入所支援

	後見人あり		後見人なし					計
	親族	第三者	両親	父親のみ	母親のみ	兄弟姉妹	その他	
男	4	1	12	2	5	1	0	25
女	0	0	8	4	4	5	1	22
計	4	1	20	6	9	6	1	47

⑥ 市町別利用者数

・生活介護

市町名	岐阜市	名古屋市	各務原市	関市	本巣市	笠松町	垂井町	神戸町	岐南町	山県市	計
男	25	0	1	0	1	1	0	1	1	0	30
女	13	1	0	1	1	3	1	0	1	1	22
計	38	1	1	1	2	4	1	1	2	1	52

※通所利用者8人

※入所利用者のうち3人（岐阜市：3人）は日中時間帯に他事業所を利用

・施設入所支援

市町名	岐阜市	名古屋市	各務原市	関市	本巣市	笠松町	垂井町	神戸町	山県市	岐南町	計
男	22	0	1	0	1	0	0	1	0	0	25
女	13	1	0	1	1	3	1	0	1	1	22
計	35	1	1	1	2	3	1	1	1	1	47

(2) 第三恵光

①障害支援区分

・生活介護

区分	1	2	3	4	5	6	計	平均区分
男	0	0	0	0	10	8	18	5.44
女	0	0	0	1	9	6	16	5.31
計	0	0	0	1	19	14	34	5.38

※通所利用者0人

※入所利用者のうち3人（区分6：3人）は日中時間帯に他事業所を利用

・施設入所支援

区分	1	2	3	4	5	6	計	平均区分
男	0	0	0	0	10	10	20	5.50
女	0	0	0	1	9	7	17	5.35
計	0	0	0	1	19	17	37	5.43

②療育手帳の判定

・生活介護

判定	A	A1	A2	B1	B2	計
男	13	0	5	0	0	18
女	10	0	5	1	0	16
計	23	0	10	1	0	34

※通所利用者0人

※入所利用者のうち、3人（A：1人 A1：1人 A2：1人）は日中時間帯に他事業所を利用

・施設入所支援

判定	A	A1	A2	B1	B2	計
男	14	0	6	0	0	20
女	10	1	5	1	0	17
計	24	1	11	1	0	37

③年齢別構成

・生活介護

年齢	18歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	
男	0	0	0	0	2	
女	0	0	0	1	0	
計	0	0	0	1	2	
年齢	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上	計
男	2	6	5	2	1	18
女	3	4	4	3	1	16
計	5	10	9	5	2	34

※平均年齢 男性54.0歳 女性55.0歳 全体54.4歳

※通所利用者0人

※入所利用者のうち３人（２０代：１人 ３０代：２人）は日中時間帯に他事業所を利用

・施設入所支援

年齢	18歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	
男	0	0	0	2	2	
女	1	0	0	1	0	
計	1	0	0	3	2	
年齢	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上	計
男	2	6	5	2	1	20
女	3	4	4	3	1	17
計	5	10	9	5	2	37

※平均年齢 男性５２．４歳 女性５３．７歳 全体５２．７歳

④ 利用年数

・生活介護

年数	0年～5年	6年～10年	11年～15年	16年～20年	20年～	計
男	2	3	0	0	13	18
女	1	6	0	0	9	16
計	3	9	0	0	22	34

※通所利用者０人

※入所利用者のうち３人（１年：１人 ４年：１人 ８年：１人）は日中時間帯に他事業所を利用

・施設入所支援

年数	0年～5年	6年～10年	11年～15年	16年～20年	20年～	計
男	3	4	0	0	13	20
女	2	6	0	0	9	17
計	5	10	0	0	22	37

⑤ 保護者状況

・生活介護

	後見人あり		後見人なし					計
	親族	第三者	両親	父親のみ	母親のみ	兄弟姉	その他	
男	0	1	4	1	5	7	0	18
女	0	4	3	0	7	2	0	16
計	0	5	7	1	12	9	0	34

※通所利用者０人

※入所利用者のうち３人（両親：１人 母親のみ：１人 後見人：１人）は日中時間帯に他事業所を利用

・施設入所支援

	後見人あり		後見人なし					計
	親族	第三者	両親	父親のみ	母親のみ	兄弟姉	その他	
男	0	2	5	1	5	7	0	20
女	0	4	3	0	8	2	0	17
計	0	6	8	1	13	9	0	37

⑥ 市町別利用者数

・生活介護

市町名	岐阜市	羽島市	瑞穂市	山県市	岐南町	輪之内町	揖斐川町	計
男	15	0	1	0	1	0	1	18
女	8	1	2	2	2	1	0	16
計	23	1	3	2	3	1	1	34

※通所利用者0人

※入所利用者のうち3人（岐阜市：3人）は日中時間帯に他事業所を利用

・施設入所支援

市町名	岐阜市	羽島市	瑞穂市	山県市	岐南町	輪之内町	揖斐川町	計
男	17	0	1	0	1	0	1	20
女	9	1	2	2	2	1	0	17
計	26	1	3	2	3	1	1	37

(3) ワークス恵光

① 障害支援区分

区分	1	2	3	4	5	6	計
男	0	0	4	3	5	0	12
女	0	1	3	8	2	0	14
計	0	1	7	11	7	0	26

② 療育手帳の判定

判定	A	A1	A2	B1	B2	計
男	2	1	6	3	0	12
女	2	0	6	6	0	14
計	4	1	12	9	0	26

③ 年齢別構成

年齢	18 歳～24 歳	25 歳～29 歳	30 歳～34 歳	35 歳～39 歳	40 歳～44 歳	
男	4	0	0	0	2	
女	0	0	1	0	3	
計	4	0	1	0	5	
年齢	45 歳～49 歳	50 歳～54 歳	55 歳～59 歳	60 歳～64 歳	65 歳以上	計
男	1	1	1	1	2	1 2
女	1	4	2	2	1	1 4
計	2	5	3	3	3	2 6

※平均年齢 男性 4 4. 2 歳 女性 5 2. 1 歳 全体 4 8. 5 歳

④ 利用年数

年数	0 年～1 年	2 年～	3 年～	4 年～	5 年～	計
男	0	1	2	1	8	1 2
女	1	1	0	0	1 2	1 4
計	1	2	2	1	2 0	2 6

⑤ 保護者状況

	両親	父親のみ	母親のみ	兄弟姉	親戚	子	無	計
男	7	1	1	3	0	0	0	1 2
女	2	1	6	5	0	0	0	1 4
計	9	2	7	8	0	0	0	2 6

⑥ 市町別利用者数

市町名	岐阜市	大垣市	郡上市	本巣市	山県市	計
男	1 1	1	0	0	0	1 2
女	1 0	0	1	2	1	1 4
計	2 1	1	1	2	1	2 6

(4) ケアホーム恵光

① 障害支援区分

区分	1	2	3	4	5	6	計
男	1	1	0	2	2	0	6
女	0	2	3	8	3	0	16
計	1	3	3	10	5	0	22

② 療育手帳の判定

判定	A	A 1	A 2	B 1	B 2	計
男	2	0	1	3	0	6
女	3	0	5	8	0	16
計	5	0	6	11	0	22

③ 年齢別構成

年齢	18歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	
男	0	0	1	0	0	
女	1	0	1	0	2	
計	1	0	2	0	2	
年齢	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳以上	計
男	0	1	1	1	2	6
女	2	4	2	3	1	16
計	2	5	3	4	3	22

※平均年齢 男性56.70歳 女性51.08歳 全体52.61歳

④ 利用年数

年数	0年～5年	5年～	計
男	2	4	6
女	4	12	16
計	6	16	22

⑤ 保護者状況

	両親	父親のみ	母親のみ	兄弟姉	子	無	計
男	1	0	1	4	0	0	6
女	1	1	7	7	0	0	16
計	2	1	8	11	0	0	22

⑥ 市町別利用者数

市町名	岐阜市	大垣市	郡上市	本巣市	山県市	計
男	5	1	0	0	0	6
女	12	0	1	2	1	16
計	17	1	1	2	1	22

7 利用者支援について

(1) 食事

食事は利用者にとって楽しみの一つであり、健康的な生活を送る上でも欠かせないものです。管理栄養士による栄養管理のもと、家庭的で温もりのある食事を目指し、手作りを中心に安全でおいしく楽しめる食事を提供しています。

また、利用者の嗜好を考慮し、選択メニュー（基本的に週1回実施）や行事食の充実を図り、季節を感じ取れるようなものとしています。

嚥下機能の低下している方、自力での食事が困難な方等、食事介助の必要な方については個別に支援しています。医務と連携し、利用者の身体状況を考慮した食事摂取基準を策定し、利用者の健康維持、増進を図っています。給食保健委員会を利用者、生活支援員を交えて隔月1回開催し、よりよい食事の提供について検討しています。

（検討内容）

- ・ 食事摂取基準量の策定
- ・ 個人の状態に応じた食事の提供。（特別食、普通食、刻み食、ミキサー食、ゼリー食）
- ・ 咀嚼や嚥下に不安のある利用者への対応
- ・ 身体測定などによる評価、見直し
- ・ 誤嚥防止のため、確実に見守りができるよう座席位置の配慮 など。

食事は、次の時間を目安として提供しています。

	朝食	昼食	夕食
時間（目安）	7時30分	11時30分	17時15分

また、利用者から徴収している食費（入所・通所利用者）・光熱水費（入所利用者）は次表のとおりです。

	朝食	昼食	夕食	光熱水費／日
金額	348円	554円	554円	303円

ケアホーム恵光については、朝食・夕食を各棟で提供しています。土・日・祝日の昼食については、外食や各自でお弁当等を購入しています。

また、ケアホーム恵光での利用者から徴収している食費・光熱水費は次表のとおりです。

	朝食	夕食	光熱水費／月
金額	250円	350円	実費

(2) 入浴（第二恵光、第三恵光、ケアホーム恵光）

入浴はできるかぎり同性介助で行い、原則週4回以上実施しています。また、健康状態等により入浴が困難な場合には、清拭等を適宜実施しています。

利用者が自ら洗える部分は自分で行ってもらいますが、不十分なところは生活支援員が支援を行っています。入浴のない日は、下着や衣類を交換しています。

入浴後の浴室及び脱衣所の清掃終了時には、感染症予防のため、毎回数亜塩素酸ナトリウムで消毒を行っています。

ケアホーム恵光では、毎日自分一人で入浴しています。

(3) 洗濯等（第二恵光、第三恵光、ケアホーム恵光）

毎日生活支援員が洗濯、乾燥、たたみ、返却をしますが、一部利用者は洗濯機を使用して干している方もいます。

ケアホーム恵光では、毎日自分で洗濯しています。

（４）日中活動（第二恵光、第三恵光）

日中活動は、一人ひとりの利用者の障がい程度や状態に応じて活動を提供しています。

創作活動や調理実習、カラオケ、ボウリング、散歩、買い物、体力づくり、喫茶、ドライブなど、利用者の意向を反映した多様な活動を提供しています。

第二恵光では、牛乳パックを利用した「廃油処理剤 すいっぽん」を作っています。

（５）生産活動（ワークス恵光）

ワークス恵光では、主に下請け業務（粉茶の缶作業、洗濯物たたみ作業、ボタンや布の袋詰め作業、ハンガー作業、部品組み立て作業）を中心に、資源回収や自主生産品（プラ板の啓発用品や野菜栽培等）を行っています。補助具の使用や間仕切り・視覚による情報提供等の環境整備を行い、利用者の特性に応じた支援を行い生産活動に取り組んでいます。

平均工賃 令和元年度 8,077円

（６）余暇活動（第二恵光、第三恵光、ケアホーム恵光）

行事や外出については、季節感や生活感が感じられるよう計画的に実施しています。

行事や外出を実施するにあたっては、利用者の意向を反映した計画を立てています。

（７）私物管理（第二恵光、第三恵光、ケアホーム恵光）

原則、保護者による衣替えをお願いしていますが、保護者の状況により困難な場合は生活支援員が行っています。衣類や布団の保管は、保護者からの相談に応じて行っています。

（８）預り金管理（第二恵光、第三恵光、ケアホーム恵光）

預り金管理は原則として、保護者に大垣共立銀行島支店に利用者名義の口座を開設してもらい、小遣い通帳として管理しています。障害年金は保護者の依頼に応じて預っている場合があります。

金銭の出し入れについては、あらかじめ銀行に取扱い担当職員名を届けています。

金銭の管理に当たっては、預かり金の取扱いに関する要綱等を定め適切に管理しています。管理責任者は、管理を行った所持金の状況を毎月末に金銭出納帳等により総括管理責任者に報告するとともに、総括管理責任者は金銭出納帳等を確認しています。管理責任者は５月、８月及び１２月に利用者等に対し預金通帳及び金銭出納帳等を示して、利用者所持金残高確認書を保護者へ送付し、当該確認書に確認印を受けています。

８ 健康管理について

岐阜市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年岐阜市条例第６５号）に基づき、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年２回以上定期的に健康診断を行っています。看護師３名を配置し、各種検診等を管理しています。高齢化、重度化に伴う通院支援や薬の管理なども行っています。

また、精神科医が来所し、隔月で面談しています。面談のない月は、看護師が当該クリニックへ報告に行っています。

ケアホーム恵光では利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに協力医療機関又はかかりつけ医又は救急医療機関での診察に繋いでいます。

9 行事について

利用者の情緒面での安定、生きがいの創造、身体・精神的疲労の回復を図り、また生活の幅を広げるために、利用者の意見やニーズを尊重しながら各種行事を計画的に実施しています。

事業所合同で行う夏祭りや恵光祭は、地域の方や協力団体、ボランティアなど多くの方にも協力と参加をしていただき、保護者と協力して運営しています。

	第二恵光	第三恵光	ワークス恵光	ケアホーム恵光
5月	カラオケ大会	カラオケ大会	カラオケ大会	
6月	地域交流会	地域交流会	地域交流会	
8月	夏祭り	夏祭り	夏祭り	夏祭り
9月				島地区総合防災訓練
10月				市民体育祭
11月	恵光祭	恵光祭	恵光祭	恵光祭
1月	お楽しみ会	お楽しみ会		
2月			お楽しみ会	
3月	激励会	激励会		
その他			日帰り外出（年1回）	日帰り外出（年1回） 自治会活動・清掃（年数回）

10 地域交流・地域活動支援について

（1）地域交流

利用者、地域の方々がともに楽しめる行事を計画・開催し、交流の中で事業所や利用者のことを知ってもらい、障がい者理解を深められる機会としています。

<主な地域関係団体一覧>

島自治会連合会

西島町自治会

島保育所

島小学校

島中学校

（2）ボランティアの養成、支援

幅広い年代や地域からボランティアを受け入れ、その養成等に努めています。

毎年多くのボランティアの協力を得ています。

（令和元年度実績）

活動種別	団体
行事ボランティア（盆踊り・恵光祭）	9 団体
理髪・美容ボランティア	2 団体
喫茶ボランティア	1 団体
作業ボランティア	1 団体
生活支援ボランティア	1 団体

（3）研修生、実習生の受け入れ

実習指導者を配置するなど体制を整え、社会福祉士の他介護福祉士や教員、保育士等の資格取得のための福祉系学生等の実習を受け入れ、その養成等に努めています。

（令和元年度実績）

高校1校、大学5校、短大2校、インターンシップ

1.1 広報紙の発行について

事業所及び知的障がい者への理解と行事等の周知を図るため、自治会、小・中学校や保育所、公民館などの地域の関係機関・団体や協力団体、関係者、保護者等に年2回「広報恵光」を配布し、情報提供に努めています。

その他、事業所ごとに広報誌「第二恵光通信」、「あゆみ」、「ワークスタより」、「ケアホームたより」を年数回保護者等へ発行しています。

1.2 保護者会について

施設利用者の保護者会として、第二恵光保護者会及び三恵光保護者会（第三恵光・ワークス恵光・ケアホーム恵光）が組織されています。保護者会との定期的な意見交流等を行っています。

保護者会は年4回程開催。所長が出席し、利用者の動向を説明し、保護者からの質問に応じています。

1.3 会議体系について

＜会議・委員会一覧＞ 一部事業所により異なる。

運営委員会	毎月	施設長、サビ管、係長、棟リーダー、班リーダー
合同運営委員会	年2回	施設長、サビ管、係長
職員会議	毎月	各事業所全職員
支援部会会議	毎月	各事業所全職員
合同職員会議	年1回（4月）	全職員
給食保健委員会	隔月	施設長、管理栄養士、給食委託業者、看護師 各事業所生活支援員（委員）
虐待防止委員会	年3回（7月・11月・3月）	施設長、サビ管、委員
処遇検討委員会	年1回（2月）	施設長、サビ管、担当者（係長）、障がい福祉課長 同指導係長、保護者代表6名

1.4 強度行動障がいへの対応について

他害、自傷行為など生活環境に対する極めて特異な不適切行動を頻回に示し、日常生活に困難を生じている利用者に対し、個々の状況、状態に応じた個別支援計画を作成して支援しています。

支援に当たっては、構造化された環境の中で、医療とも連携し、リラックスできる環境で、一貫した対応のできるチームを作り、自尊心をもって一人のできる活動を増やし、継続的に生活できる体制づくりに取り組んでいます。

また、強度行動障がいのある利用者以外の利用者に対しても、培ったノウハウを応用して、個別支援計画の検討、ケース検討会等を行い適切な支援の提供に努めるとともに、施設全体の支援技術の向上に取り組んでいます。

1.5 関係機関との連携について

障がいの重度化や利用者及び保護者の高齢化に伴い、入所利用者への支援や通所利用者の地域生活の支援にあたり、事業所だけでは対応が困難なことがあり、相談支援事業所や他の障害福祉サービス事業所と連携した支援体制を構築していく必要があります。

また、障がい福祉分野だけでなく、高齢福祉、介護保険、保健・医療、地域福祉、権利擁護その他インフォーマルな社会資源等とも連携していく必要があります。

施設は、市障害者総合支援協議会や知的障害者支援協会への積極的な参画をはじめ、行政や関係機関、地域関係団体等が行う活動への協力、地域の障がいのある人が安心して暮らし続けるため地域生活支援拠点の一翼を担っています。

島地区において長年に渡り、地域住民をはじめ自治会、学校、公民館、医療機関、飲食店、コンビニエンスストア、ドラッグストア等地域の社会資源に支えられ、安全に施設運営を行うことができ、利用者也安心して生活を送ることができています。地域の関係機関・団体との連携を大切にし、地域の一員としての役割も果たしています。

16 防災・防犯訓練について

(1) 防災訓練

火災避難訓練（昼夜）毎月各1回（夜の訓練については、12月～3月は実施しない。）

総合防災訓練 年2回（春・秋）

地震避難訓練 毎月1回

洪水避難訓練 年2回

職員安否状況報告訓練 年2回不定期

非常食提供訓練 非常食入れ替え時

(2) 島地区総合防災訓練

ケアホーム恵光利用者が参加

(3) 防犯訓練

防犯協会の不審者対応訓練（DVD視聴／刺股使用訓練）

不審者侵入想定対応訓練 年2回以上

(4) 感染症対策訓練

食事提供訓練 令和2年度は3回実施

17 設備関係

(1) 放送設備

事務室に発信機1台、施設内各所に受信スピーカー10台。

(2) 防犯設備

防犯カメラ7台（事務室南側・第二恵光南側・第三恵光玄関・第三恵光西側・
ケアホーム東面・ケアホーム西面・グラウンド）

モニター3台（録画機能付き：事務室1台 モニターのみ：1階第二恵光支援員室／
1階第三恵光支援員室各1台）

(3) 非常通報装置

5カ所（事務室／1階第二恵光支援員室／1階第三恵光支援員室／1階ワークス恵光多目的室
前／2階医務室前）

警察からの逆信電話が事務室の受付窓口脇に設置。

非常通報装置を押し警察が受理した場合、通報装置の上のランプが緑に点灯した後に赤に変わる。

逆信電話に出ない場合は異常事態と判断し、警察が出動。

(4) 消防設備

総合防災盤（事務室内）、消火設備表示盤1基（事務室内）、自家発電設備1台（機械室内）

スプリンクラー設備（第二恵光・第三恵光564個、ケアホーム60個）

自動火災報知設備

熱感知器（第二恵光・第三恵光226個、ケアホーム28基×4棟）

煙感知器（第二恵光・第三恵光26個 ケアホーム1個×4棟）

ガス漏れ検知器（第二恵光・第三恵光14個）

漏電火災警報器（第二恵光・第三恵光1個）

発信機（第二恵光・第三恵光8個、ケアホーム1個×4棟）

ボタンを押すと非常ベルが鳴り、消防署に異常を知らせる。

自動火災扉（第二恵光・第三恵光 12 枚）

誘導灯及び誘導標式（第二恵光・第三恵光 35 個、ケアホーム 12 個）

防排煙設備（第二恵光・第三恵光 22 個）

消火器（第二恵光・第三恵光 43 本、ケアホーム 2 本×4 棟）

消防非常通報装置 1 基（事務室）

消防署からの逆信電話を事務室の受付窓口脇に設置。

消防非常通報装置を押し消防署が受理した場合、逆信電話に出ない場合は異常事態と判断し、消防が出動。

（５）夜間警戒設備

メイン機器 1 台（1 階第二恵光支援員室）

各出入口警報装置設置箇所 18 カ所

夜勤職員所持小型受信機（充電式）第二恵光 2 台・第三恵光 2 台 計 4 台

※異常時に異常箇所番号と振動で通知

（６）ソーラー設備

蓄熱槽（第二恵光・第三恵光の 2 階蓄熱槽室内各 1 基）、ソーラーパネル（第二恵光・第三恵光の屋上 48 枚×2 台）

（７）給湯設備

ボイラー（機械室内）3 基（第二恵光用・第三恵光用・厨房用）

（８）貯水槽関係

受水槽 2 基（第二恵光・第三恵光の 2 階蓄熱槽室内各 1 基）

高置水槽 2 基（第二恵光・第三恵光の屋上各 1 基）

減圧水槽 1 基（機械室屋上）

貯湯槽 1 基（第二恵光屋上）、膨張タンク 1 基（第二恵光屋上）

（９）空調関係

温水焚吸収冷温水機 1 基（機械室内）、温水焚吸収冷温水機冷却塔（機械室屋上）1 基

冷温水ポンプ 1 基（機械室内）、冷却水ポンプ 1 基（機械室内）

空調機器 2 台（食堂内）

ファンコイルユニット 105 台（各室内）

遠方操作盤 1 面（事務室内）

（１０）エレベーター

1 基（食堂前） 間口 0.85~1.0m 奥行 1.15m 高さ 1.9m 面積 1.091m²

（１１）自家用電気工作物

電気方式 交流三層三線式 予備配線なし

標準電圧 6,600V

標準周波数 60Hz

受電設備容量 150kVA

非常用自家発電設備 32kVA 220V 系統連系なし

（１２）ブレーカーボックス

1 階 14 カ所、2 階 8 カ所

18 要綱、規程、マニュアル一覧

(1) 第二恵光

要綱等	第二恵光・第三恵光・ワークス恵光・ケアホーム恵光処遇検討委員会設置要綱
	岐阜市立第二恵光利用者にかかる所持金管理要綱
	岐阜市立第二恵光嘱託医設置要綱
マニュアル等	岐阜市立第二恵光 洪水時の避難確保計画
	第二恵光BCP（事業継続計画）
	岐阜市立第二恵・第三恵光・ワークス恵光・ケアホーム恵光消防計画
	障害者支援施設岐阜市立第二恵光 職員行動基準 支援・介助マニュアル
	障害者支援施設岐阜市立第二恵光 緊急時の対応
	施設外活動安全マニュアル
	虐待防止身体拘束マニュアル
	第二恵光所持金取扱マニュアル
	意見箱の設置規定
	プライバシー保護マニュアル
	ボランティア受け入れマニュアル
	実習生受け入れマニュアル
	第二恵光・第三恵光介護給付費事務処理マニュアル
	服薬管理マニュアル
	第二恵光職員マニュアル
	男性棟確認事項
	女性棟支援マニュアル

(2) 第三恵光

要綱等	第二恵光・第三恵光・ワークス恵光・ケアホーム恵光処遇検討委員会設置要綱
	岐阜市立第三恵光利用者にかかる所持金管理要綱
	岐阜市立第三恵光嘱託医設置要綱
	障害者支援施設「岐阜市立第三恵光」工賃支払規程
マニュアル等	岐阜市立第三恵光 洪水時の避難確保計画
	第三恵光BCP（事業継続計画）
	岐阜市立第二恵・第三恵光・ワークス恵光・ケアホーム恵光消防計画
	障害者支援施設岐阜市立第三恵光 職員行動基準 支援・介助マニュアル
	障害者支援施設岐阜市立第三恵光 緊急時の対応
	施設外活動安全マニュアル
	虐待防止身体拘束マニュアル
	第三恵光所持金取扱マニュアル
	意見箱の設置規定
	プライバシー保護マニュアル
	ボランティア受け入れマニュアル
	実習生受け入れマニュアル
	第二恵光・第三恵光介護給付費事務処理マニュアル
	服薬管理マニュアル
	ローテーション勤務の職務内容

(3) ワークス恵光

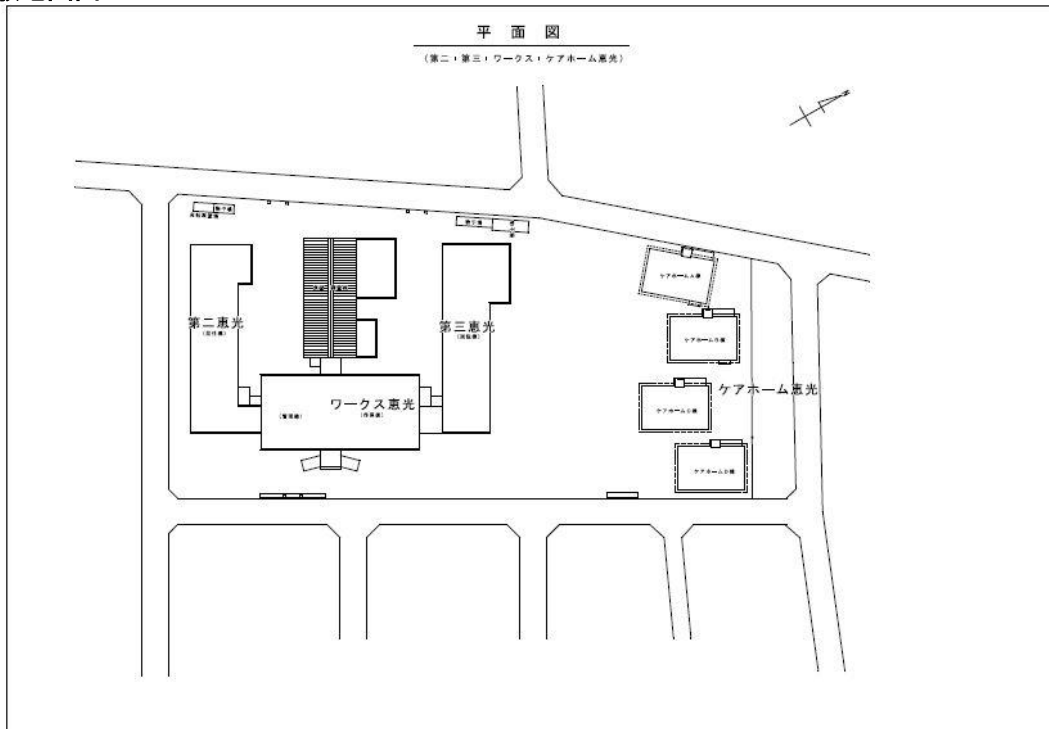
要綱等	第二恵光・第三恵光・ワークス恵光・ケアホーム恵光処遇検討委員会設置要綱
	就労継続支援B型事業所「岐阜市立ワークス恵光」工賃支払規程
マニュアル等	岐阜市立ワークス恵光 洪水時の避難確保計画
	ワークス恵光BCP（事業継続計画）
	岐阜市立第二恵・第三恵光・ワークス恵光・ケアホーム恵光消防計画
	就労継続支援B型事業所岐阜市立ワークス恵光 職員行動基準・支援介助マニュアル
	岐阜市立ワークス恵光 緊急事態の対応
	施設外活動安全マニュアル
	虐待防止身体拘束マニュアル
	意見箱の設置規定
	プライバシー保護マニュアル
	ボランティア受け入れマニュアル
	実習生受け入れマニュアル

(4) ケアホーム恵光

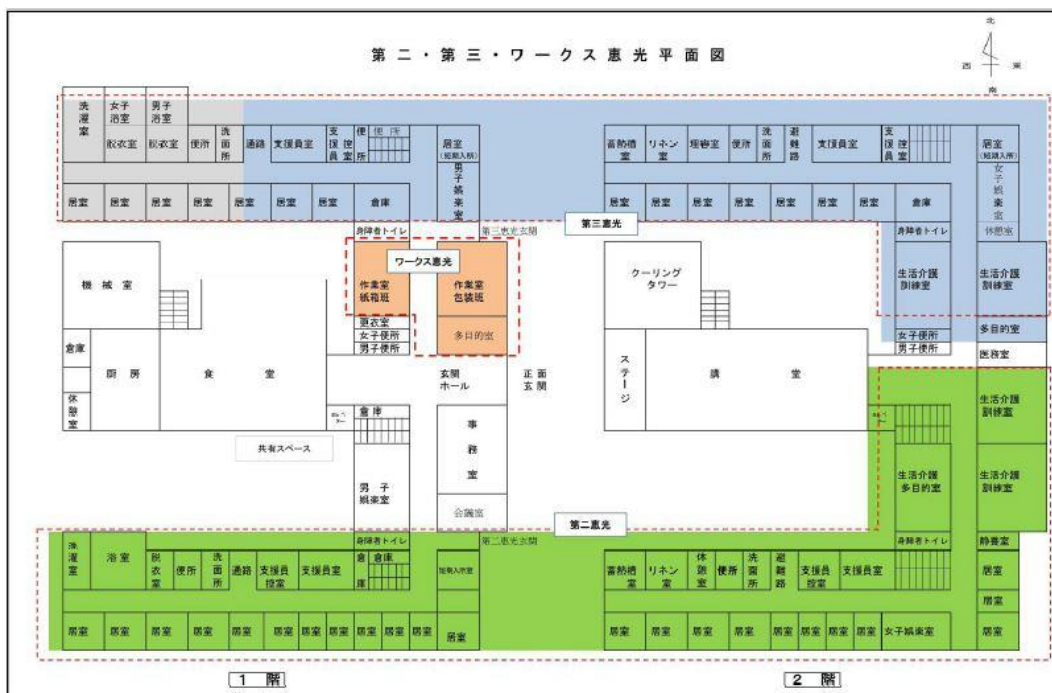
要綱等	第二恵光・第三恵光・ワークス恵光・ケアホーム恵光処遇検討委員会設置要綱
	岐阜市立ケアホーム恵光利用者にかかる所持金管理要綱
マニュアル等	岐阜市立ケアホーム恵光 洪水時の避難確保計画
	ケアホーム恵光BCP（事業継続計画）
	岐阜市立第二恵・第三恵光・ワークス恵光・ケアホーム恵光消防計画
	共同生活生活援助岐阜市立ケアホーム恵光 職員行動基準・支援介助マニュアル
	岐阜市立ケアホーム恵光 緊急事態の対応
	施設外活動安全マニュアル
	虐待防止身体拘束マニュアル
	ケアホーム恵光所持金取扱マニュアル
	意見箱の設置規定
	プライバシー保護マニュアル
	ボランティア受け入れマニュアル
	実習生受け入れマニュアル

19 施設の平面図

(1) 敷地図面



(2) 建物図面



20 第二・第三・ワークス恵光改修計画

(1) 建物整備方針について

- ① 利用者の高齢化、障がいの重度化や個別対応が必要な方の受け入れのため、段差解消などのバリアフリー化や入所利用者のプライバシー確保のため個室化を行う。
- ② 障害者支援施設の運営基準(9.9 m²/人)を満たす個室を作るために、個室に変更する。
予定の機能(事務室・会議室・訓練室・作業室・多目的室等)を備えた付属棟を建設する。

(2) 建物整備の考え方について

生活と活動の場を分けてメリハリのある生活環境を作り、施設利用者の心の安静を確保する。

① 生活棟(第二・第三恵光)

〈新たに整備する居室数(100室)の内訳〉

	第二恵光	第三恵光
男性用居室	27室 既存居室、事務室、会議室を個室化	23室 既存個室、ワーク作業室、ワーク多目的室を個室化
女性用居室	27室 既存居室、生活介護訓練室を個室化	23室 既存個室、生活介護訓練室を個室化

② 付属棟

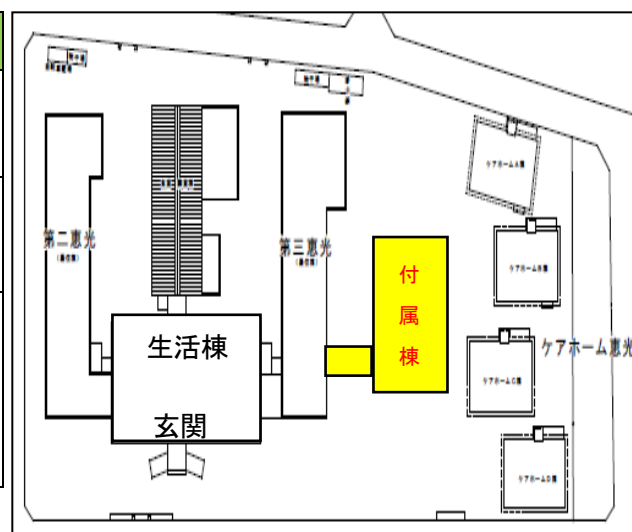
ア 作業・事務スペース	1階
イ 生活介護訓練室	2階
ウ 生活介護活動室(福祉避難所)	3階

〈付属棟の整備規模〉

1,200 m²

〈配置予定図〉

階数	機 能				合計
3階	生活介護活動室 (福祉避難所) (340)			トイレ (50)	EV (10)
2階	生活介護訓練室(二・三恵光) (340)			トイレ (50)	EV (10)
1階	事務室 (80)	会議室 (40)	作業室(ワーク恵光) (170)		EV (10)
	多目的室 (ワーク恵光) (20)	医務室 (20)	静養室 (10)	トイレ (50)	



(3) 整備スケジュール(案)

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
実施内容					
指 定 管 理	募集・選定	1年目	2年目	3年目	4年目
実 施 設 計	→				
付 属 棟 建 設		→			
バリアフリー化および個室化				→	